

川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則  
(案)

川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和54年川崎市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第16条の2」に改める。

第6章中第17条の前に次の1条を加える。

(副校長)

第16条の2 教育長が指定する学校に副校長を置く。

2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 理 由

特別支援学校に副校長を置くため、この規則を制定するものである。

川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則 昭和54年1月22日教委規則第3号</p>	<p>○川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則 昭和54年1月22日教委規則第3号</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条～第4条の4）</p>	<p>第1章 総則（第1条～第4条の4）</p>
<p>第2章 学年、学期及び休業日等（第5条～第8条）</p>	<p>第2章 学年、学期及び休業日等（第5条～第8条）</p>
<p>第3章 教育活動（第9条・第10条）</p>	<p>第3章 教育活動（第9条・第10条）</p>
<p>第4章 教材の取扱い（第11条～第13条）</p>	<p>第4章 教材の取扱い（第11条～第13条）</p>
<p>第5章 卒業及び修了の認定並びに原級留置（第14条～第16条）</p>	<p>第5章 卒業及び修了の認定並びに原級留置（第14条～第16条）</p>
<p>第6章 組織編制等（<b>第16条の2</b>～第33条）</p>	<p>第6章 組織編制等（<b>第17条</b>～第33条）</p>
<p>第7章 募集及び選抜（第34条）</p>	<p>第7章 募集及び選抜（第34条）</p>
<p>第8章 施設及び設備の管理（第35条～第38条）</p>	<p>第8章 施設及び設備の管理（第35条～第38条）</p>
<p>第9章 雑則（第39条・第40条）</p>	<p>第9章 雑則（第39条・第40条）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>（第1条～第16条 略）</p>	<p>（第1条～第16条 略）</p>
<p>第6章 組織編制等 <b>（副校長）</b></p>	<p>第6章 組織編制等</p>
<p><b>第16条の2 教育長が指定する学校に副校長を置く。</b> <b>2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</b></p>	<p><b>（新設）</b></p>
<p>（分掌組織）</p>	<p>（分掌組織）</p>
<p>第17条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。</p>	<p>第17条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。</p>
<p>2 前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織を置く（第2号に係る組織にあつては2以上の学級からなる学年に、第6号に係る組織にあつては2以上の学科を置く学校に限る。）ものとする。ただし、特別の</p>	<p>2 前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織を置く（第2号に係る組織にあつては2以上の学級からなる学年に、第6号に係る組織にあつては2以上の学科を置く学校に限る。）ものとする。ただし、特別の</p>

改正後	改正前
<p>事情があるときは、一部の組織を置かないことができる。</p> <p>(1) 教育計画その他の教務に関する事項</p> <p>(2) 学年の教育活動に関する事項</p> <p>(3) 児童等の保健管理に関する事項</p> <p>(4) 生徒の生活指導その他の生徒指導に関する事項</p> <p>(5) 生徒の職業選択の指導その他の進路指導に関する事項</p> <p>(6) 専門教育を主とする学科の教育活動に関する事項</p> <p>(7) 部の校務に関する事項</p> <p>(8) 自立活動に関する事項</p> <p>3 第1項の組織を定める場合には、効率的な学校運営を行うため、当該組織を統合する組織を置くものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>(第18条以下 略)</p>	<p>事情があるときは、一部の組織を置かないことができる。</p> <p>(1) 教育計画その他の教務に関する事項</p> <p>(2) 学年の教育活動に関する事項</p> <p>(3) 児童等の保健管理に関する事項</p> <p>(4) 生徒の生活指導その他の生徒指導に関する事項</p> <p>(5) 生徒の職業選択の指導その他の進路指導に関する事項</p> <p>(6) 専門教育を主とする学科の教育活動に関する事項</p> <p>(7) 部の校務に関する事項</p> <p>(8) 自立活動に関する事項</p> <p>3 第1項の組織を定める場合には、効率的な学校運営を行うため、当該組織を統合する組織を置くものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>(第18条以下 略)</p>